



長野県告示第158号

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱を次のとおり定め、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「未来への提言・コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、市町村、広域連合及び一部事務組合並びに公共的団体等が行う事業に対して、予算の範囲内で信州ルネッサンス革命推進事業支援金（以下「コモンズ支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 コモンズ支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村、広域連合及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）
- (2) 公共的団体等（実施する事業に対し市町村からの補助が受けられない場合その他の別に定める場合のものに限る。）

(交付対象事業)

第3 コモンズ支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の種類は、コモンズ支援金特別分事業（以下「特別分」という。）及びコモンズ支援金一般分事業（以下「一般分」という。）とする。

2 特別分は、別表の事業区分欄に掲げる事項を目的として実施する事業（以下「コモンズ支援事業」という。）であって次に掲げるものを交付対象事業とする。

- (1) 先駆的でモデル性が高く、かつ、他の地域への普及が期待される事業
- (2) 事業効果が広域市町村圏を越えて広範に及ぶものと認められる事業
- (3) 県が実施する事業と同様の目的を有する事業で、当該目的の推進に資するもの

3 一般分は、コモンズ支援事業のうち、前項各号に掲げる事業以外のものを交付対象事業とする。

4 前2項の規定にかかわらず、他の補助金の交付等を受ける事業で別に定めるものは、交付対象事業としない。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(交付対象経費)

第4 コモンズ支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から別に定める経費及び別に定める特定財源の額を控除したものとする。

2 交付対象経費には、公共的団体等がコモンズ支援事業の実施に要する経費に対し、市町村等が補助する場合における当該補助額を含むものとする。

(コモンズ支援金の交付額)

第5 コモンズ支援金の交付額は、道路及び情報基盤の整備その他

の施設の整備に係る事業については交付対象経費の3分の2以内、当該事業以外の事業については交付対象経費の10分の10以内の額とする。

2 前項の交付額の決定は、市町村等の財政状況等を勘案の上行うものとする。

(事業計画書の提出等)

第6 コモンズ支援金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、コモンズ支援金事業計画書（総括表及び個表）を地方事務所長に提出しなければならない。

2 地方事務所長は、前項の書類の提出があった場合において、コモンズ支援金を交付することが適当と認めるときは、コモンズ支援金の交付の内示を行うものとする。

3 地方事務所長は、特別分に係るコモンズ支援金について前項の交付の内示を行う場合には、県に置く選定委員会の審査を経なければならない。

4 地方事務所長は、一般分に係るコモンズ支援金について第2項の交付の内示を行う場合には、地方事務所ごとに置く選定委員会の審査を経なければならない。

5 前2項の選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(交付申請書の様式等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、コモンズ支援金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) コモンズ支援金事業計画書（個表）
- (2) 市町村等の補助金等交付に関する規程（交付対象経費に第4第2項に規定する補助額が含まれる場合に限る。）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、地方事務所長が別に定める。

(交付の条件)

第8 次に掲げる事項は、コモンズ支援金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに地方事務所長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更

(2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに地方事務所長に申請して、その承認を受けること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費についてコモンズ支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。

(5) 工事の請負及び物品の購入は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないとき認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(6) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
 (変更承認申請等)

第9 第8第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
 (1) 事業の内容を変更しようとするとき コモンズ支援金事業内容変更承認申請書
 (2) 事業を中止しようとするとき コモンズ支援金事業中止承認申請書
 (3) 事業を廃止しようとするとき コモンズ支援金事業廃止承認申請書
 (4) 事業が予定の期間内に完了しないとき コモンズ支援金事業期間延長承認申請書
 (交付申請の取下書)

第10 規則第7条に規定する申請の取下げは、コモンズ支援金交付申請取下書により行うものとする。
 (実績報告書)

第11 規則第12条に規定する実績報告書は、コモンズ支援金事業実績報告書によるものとする。
 2 規則第12条に規定する関係書類は、コモンズ支援金事業実績報告書(個表)とする。
 3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又はコモンズ支援金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
 (交付請求)

第12 コモンズ支援金の交付決定を受けた者は、コモンズ支援金の交付(概算払いを含む。)を受けようとする場合には、コモンズ支援金交付(概算払)請求書を提出するものとする。
 (財産処分制限等)

第13 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、コモンズ支援金事業財産処分承認申請書によるものとする。
 2 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。
 (評価及び公表)

第14 コモンズ支援金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を地方事務所長に報告しなければならない。
 2 市町村等は、コモンズ支援金の交付決定を受けた事業の終了後、速やかにその実施結果を公表しなければならない。
 (申請書等の様式等)

第15 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。
 (書類の提出)

第16 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所(市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長に提出するものとする。

(別表)(第3関係)

番号	事業区分	交付対象事業
1	安心・安全な暮らしの支援	(1) 防災情報基盤の整備 (2) ハザードマップを活用した地域での取り組み (3) その他住民の安心・安全な生活の確保に資する事業
2	地域交通の確保	(1) 人や環境に配慮した交通体系の整備 (2) 公共交通基盤の活性化 (3) その他地域交通の確保に資する事業
3	県境地域等の活性化	(1) 県境地域、過疎地域等の情報格差の是正 (2) 若者定住への取り組み (3) その他県境地域等の活性化に資する事業
4	やさしいまちづくり	(1) コモンズが支える福祉施策の推進 (2) ユニバーサルデザインによるまちづくり (3) その他やさしいまちづくりに資する事業
5	健康な暮らしの応援	(1) 在宅福祉及び地域医療の充実並びに小児救急電話相談の実施 (2) たばこの害のない社会づくり (3) その他住民の健康な生活の確保に資する事業
6	美しいまちづくり	(1) 木製ガードレールの設置 (2) 景観や環境に配慮した公共サインの設置 (3) その他美しいまちづくりに資する事業
7	魅力ある観光の創出	(1) 新たな観光ルートの創出 (2) 観光地のブランド化による誘客の促進 (3) その他魅力ある観光の創出に資する事業
8	コモンズビジネスの支援	(1) 地域資源を活用した産業の創出 (2) 地域における雇用創出の取り組み (3) その他コモンズビジネスの創出振興に資する事業
9	ゆたかな森林づくり	(1) 住民主体の里山づくり (2) 多様な森林整備の取り組み (3) その他ゆたかな森林づくりに資する事業
10	協働型のむらづくり	(1) 田直し、道直し等住民と協働で進める基盤整備 (2) アダプトシステムの導入 (3) その他協働型のむらづくりに資する事業
11	特色ある学校づくり	(1) 世代間交流によるこどもの社会力の向上 (2) 児童クラブの充実及び食育の推進 (3) その他特色ある学校づくりに資する事業

12	その他地域の活性化	(1) 芸術文化及び伝統文化の振興に資する事業 (2) 生涯スポーツ及び地域スポーツへの取組み (3) その他地域の活性化に資する事業
----	-----------	---

コモンズ・地域政策チーム

長野県告示第159号

地域づくり総合支援事業補助金交付要綱（平成14年長野県告示第195号）は、平成17年3月31日限り、廃止し、平成16年度以前の年度のこの告示による廃止前の地域づくり総合支援事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

市町村課

長野県告示第160号

社会福祉施設整備民間資金差額補助金交付要綱（平成9年長野県告示第561号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2第1項第1号中「社会福祉施設整備事業補助金交付要綱」を「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」に改め、同項第3号中「第3第2項」を「第3第3項」に「額に同要綱第2に定める補助率を乗じて得た額」を「補助額」に改める。

第14第3項中「昭和41年厚生省告示第350号」を「平成13年厚生労働省告示第239号」に改める。

厚生課

長野県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県西駒郷の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地 長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成17年4月1日から平成21年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第162号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年長野県告示第214号）の一部を次のように改正します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

第1中「治療が長期間にわたるため、これを放置することが児童の健全な育成を阻害する小児慢性特定疾患について、その治療研究を推進し、併せて患者家庭の医療費の負担軽減」を「小児慢性特定疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成」に、「おいて、」を「おいて、小児慢性特定疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う」に改める。

第2中「別表に掲げる疾病」を「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態（平成17年厚生労働省告示第23号。以下「基準告示」という。）に定める疾患（基準告示に定める疾患の状態のものに限る。）」に改める。

第3の見出しを「（事業の実施方法等）」に改め、同第3第1項中「、県内に所在する医療機関のうち」を削り、「認めたものに委託して」を「認めて委託した医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）が治療研究の対象者に小児慢性特定疾患に係る医療の給付（以下「医療給付」という。）を行うことにより」に改め、同第3第2項を次のように改める。

2 知事は、治療研究の費用を委託医療機関等に対し支払うものとする。

第3に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、知事は、前項の費用を治療研究の対象者に支払うことができるものとする。

4 前2項の規定により支払う費用は、第1号に掲げる額から第2号及び第4第1項各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

(1) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）、健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第81号）、入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第296号）により算定した額

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（第4第2項において「健康保険法等」という。）の規定に基づき保険者又は共済組合が負担する額

第4から第6までを次のように改める。

（一部負担額）

第4 委託医療機関等において医療給付を受ける治療研究の対象者又はその保護者は、医療を受ける際、次に掲げる額を限度とする額（第13第2項において「一部負担額」という。）を、当該委託医療機関等に対し、支払わなければならない。

(1) 入院の場合にあつては、同一の委託医療機関等（同一の委託医療機関等における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の委託医療機関等とみなす。次号において同じ。）ごとに、1月につき、別表第1に定める額

(2) 入院以外の場合にあつては、同一の委託医療機関等ごとに、

1月につき、別表第1に定める額

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する場合において、健康保険法等の規定に基づき薬局での保健調剤及び指定訪問看護を受けるときは、委託医療機関等に対し一部負担額を支払う必要はないものとする。

3 第1項の規定は、次に掲げる者については適用しない。

- (1) 別表第2に掲げる基準に該当する患者（以下「重症患者」という。）
- (2) 血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患を含む。第7において同じ。）

（治療研究の対象者）

第5 治療研究の対象者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 委託医療機関等において小児慢性特定疾患に係る医療給付を受けていること。
- (2) 18歳（18歳に到達した日の前日において治療研究の対象となっている者で、18歳に到達した日以後も引き続き医療給付が必要であると認められるものあっては、20歳）未満であること。
- (3) 長野県内（長野市を除く。）に住所を有すること。

（医療給付の期間）

第6 治療研究の対象となる医療給付の期間は、一の小児慢性特定疾患について1年を限度とする。ただし、知事が必要と認めるときは、その期間を更新することができるものとする。

第11中「保護者」を「治療研究の対象となる医療給付を受けようとする児童」に改め、同第11を第19とし、第10を第18とする。

第9中「実施機関」を「委託医療機関」に改め、同第9を第17とする。

第8を削る。

第7第1項中「新たな」を削り、同第7を第16とする。

第6の次に次のように加える。

（医療給付の申請）

第7 治療研究の対象となる医療給付を受けようとする児童の保護者は、小児慢性特定疾患治療研究認定申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。ただし、血友病患者の保護者は、第3号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 小児慢性特定疾患医療意見書（以下「医療意見書」という。）
- (2) 当該申請に係る児童の住民票
- (3) 生計中心者（当該申請に係る児童の生計を主として維持する者をいう。第14において同じ。）の所得に関する状況を確認することができる書類

（医療受診券の交付等）

第8 知事は、第7の規定による申請があったときは、長野県小児慢性特定疾患対策協議会の意見を聴いて、内容を審査し、適当と認めるときは小児慢性特定疾患医療受診券（以下「受診券」という。）を当該申請に係る児童の保護者に交付し、不適当と認めるときはその旨を当該保護者及び委託医療機関等に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の審査と第10の審査をあわせて行い、ともに適当と認め、同第10の受診券を交付する場合においては、同項の受診券は交付しないものとする。

（重症患者の申請）

第9 重症患者として治療研究の対象となる医療給付を受けようとする児童の保護者は、重症患者認定申請書に医療意見書を添付し

て、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請をする者に対し、厚生年金保険法（昭和29年5月19日号外法律第105号）に基づく障害厚生年金、国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）に基づく障害基礎年金若しくは国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法若しくは農林漁業団体職員組合法（昭和33年4月28日法律第99号）に基づく障害年金共済の証書の写し又は当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写し等重症患者の認定に必要なと思われる資料の提出を求めることができる。

（重症患者の受診券の交付等）

第10 知事は、第9の規定による申請があったときは、長野県小児慢性特定疾患対策協議会の意見を聴いて、内容を審査し、適当と認めるときは、受診券を当該申請に係る児童の保護者に交付し、不適当と認めるときはその旨を当該保護者及び委託医療機関等に通知するものとする。

（重症患者の医療給付の更新）

第11 第10の規定により受診券の交付を受けている者が当該受診券に係る医療給付の期間の更新を受けようとする場合は、第7の申請とあわせて行うものとする。

（受診券の記載事項）

第12 第8第1項及び第10の規定による受診券には、次の各号に掲げる受診券の区分に応じ、当該各号に定める文字を記載するものとする。

- (1) 第8第1項の規定による受診券（次号に掲げるものは除く。） 一部負担あり
 - (2) 第8第1項の規定による受診券のうち血友病患者に係るもの及び第10の規定による受診券 一部負担なし
- （記載事項等の変更届等）

第13 受診券の交付を受けた保護者は、委託医療機関等を変更し、若しくは追加しようとするとき、又は氏名、住所若しくは加入医療保険に変更があったときは、速やかに記載事項等変更届により知事に届け出なければならない。

2 受診券の交付を受けた保護者で一部負担額の支払いをしている者は、生計中心者又はその者の所得に関する状況に変更があった場合には、記載事項等変更届に生計中心者及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類を添付して知事に提出することにより、一部負担額の減額等を申し出ることができる。

（受診券の再交付申請）

第14 受診券の交付を受けた保護者は、受診券を紛失し、又は汚損したときは、小児慢性特定疾患医療受診券再交付申請書を知事に提出して、受診券の再交付を申請することができる。

（受診券の返納）

第15 受診券の交付を受けた保護者は、医療給付を受けている児童が第5各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかに小児慢性特定疾患医療受診券返納届に受診券を添付して、知事に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

(別表1)(第4関係)

小児慢性特定疾患治療研究事業における一部負担限度額表

階 層 区 分		一 部 負 担 限 度 額	
		入 院	入院以外
A	生活保護法の被保護世帯	0 円	0 円
B	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
C	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
H	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以下の場合	11,500	5,750

- (備考)
- 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、申請日の属する年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法（昭和25年7月31日号外法律第226号）第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
 - 2 一部負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - 3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。
 - 4 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の10分の1に該当する額をもって一部負担の月額限度額とする。

(別表2)(第4関係)

小児慢性特定疾患重症患者認定基準

1 第2に定める疾患が次の表に定める状態にあり、かつ、その状態が長期間(おおむね6月以上)継続すると認められること。

対象部位	症状の状態	具体例
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を基部から欠いているもの 両上肢のすべての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの (1歳以上の児童である場合に限る)	腰掛け、正座、あぐら若しくは横すわりのいずれもできないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖又はその他の補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの (1歳以上の児童である場合に限る)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする症状の状態が、上記の上肢、下肢、及び体幹・脊柱の症状の状態と同程度以上と認められる場合であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したものと四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

2 第2に定める疾患が次の表の左欄に掲げる疾患群に該当し、同表の右欄の状態にあること。

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続携帯腹膜透析を含む)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて交付された受診券は、その有効期間満了まで、引き続き有効とする。

3 旧要綱第4の治療研究の対象となる患者で、平成16年度に18歳に到達したものは、20歳に到達するまでの間、この告示による改正後の小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の第5第2号の規定にかかわらず、同第5の治療研究の対象者とみなす。

青少年家庭課

長野県告示第163号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生年月日
古澤医院	木曾郡南木曾町読書3642	12. 4.28
株式会社角間薬局	木曾郡木曾福島町5128	13.12.11
臼田薬局	木曾郡大桑村野尻1698	16. 3.17
鬼無里村診療所	上水内郡鬼無里村大字日影2750-1	16.12.31
戸隠村国保診療所	上水内郡戸隠村大字豊岡1533	16.12.31
大岡村診療所	更級郡大岡村乙254-1	16.12.31
大岡村中牧診療所	更級郡大岡村中牧	16.12.31
グリーン薬局	上高井郡小布施町小布施850	17. 1. 8
あずみ野薬局	南安曇郡豊科町大字豊科4270-3	17. 2.28
かながわクリニック	上田市蒼久保1144-1	17. 2.28
奥原薬局	南安曇郡安曇村727	17. 2.28
加賀美薬局	松本市大字芳川237-22	17. 2.28
佐久市立国保浅間病院	佐久市大字岩村田1862番地1	17. 3.31
佐久市国民健康保険鳴瀬診療所	佐久市大字鳴瀬1274番地3	17. 3.31
木島平クリニック	下高井郡木島平村大字穂高3104-1	17. 3.31
小林内科クリニック	佐久市佐久平駅北19-1	17. 3.31
浅科村国民健康保険診療所	北佐久郡浅科村大字塩名田570番地	17. 3.31
四賀村国保直営会田病院	東筑摩郡四賀村大字会田1535番地の1	17. 3.31
奈川村国民健康保険直営診療所	南安曇郡奈川村2366番地	17. 3.31

保健予防課

長野県告示第164号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	指定年月日
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町大字伊那富3082	16. 1.19
あずみ胃腸科クリニック	諏訪郡下諏訪町西赤砂4342-6	16.12.10
グリーン薬局	上高井郡小布施町小布施308	17. 1. 9
中垣内科医院	松本市笹部1丁目3-2	17. 2. 1
安曇総合病院附属白馬診療所	北安曇郡白馬村神城21551	17. 2. 8
あずみの薬局	南安曇郡豊科町豊科4270-1 Jビル1F	17. 3. 1
医療法人かながわクリニック	上田市蒼久保11441-1	17. 3. 1
有限会社加賀美薬局	松本市大字芳川237-22	17. 3. 1
北信総合病院附属北信州診療所	飯山市大字常郷12-5	17. 4. 1
木島平クリニック	下高井郡木島平村大字穂高3104-1	17. 4. 1
小林内科クリニック	佐久市佐久平駅北19-1	17. 4. 1

保健予防課

長野県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
塩尻都市計画下水道事業 塩尻市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年10月1日から
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和48年長野県告示第575号、昭和55年長野県告示第314号、昭和56年長野県告示第712号、昭和60年長野県告示第385号、平成元年長野県告示第656号、平成7年長野県告示第542号、平成12年長野県告示第543号及び平成14年長野県告示第384号の事業地に塩尻市大字片丘字出口、字十沢南、字唐沢、字横沢、字峯唐沢、字竹ノ花、字行人塚、字中原、字古堂、字川原田、字龍神、字五龍、字左近田及び字本田並びに大字旧塩尻字後林、字入山及び字東山並びに大字柿沢字笹ノ鼻、字丁山、字野添、字笹山、字大田原、字長井坂、字平林及び字山岸並びに大字金井字五反田並びに大字広丘郷原字上野を加え、大字片丘字原村、字十沢、字大半ノ木、字山王、字南久保、字大石窪、字竿林、字犬原及び字寺山並びに大字柿沢字永井坂及び片倉並びに大字金井字田川浦、字向坂及び字花見並びに大字室賀字洗馬及び字床尾並びに大字広丘郷原字南原、字山ノ神、字桔梗ヶ原及び字八王子並びに大字広丘堅石字下原地内において事業地を変更する。

る。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
丸子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 丸子町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年2月25日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年長野県告示第398号の事業地に丸子町大字西内字一本木並びに大字平井字開戸、字駒形、字前川原、字茂沢口、字田向、字東、字西ノ沢、字唐沢、字日向、字戸羽、字宮下、字宮入、字山根、字反下、及び字反りを加え、大字西内字落合、字町屋敷、字明神脇、字矢倉畑、字川原、字大東、字原前、字雀原、字せき下、字さ似かち木、字弓場、字久瀬添及び字石原並びに大字平井字観音脇地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第167号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 第3条第1号のアからウまでを削り、同条第2号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。
- イ 関連倒産防止対策
- 第6条第1項中「短期資金」を「中小企業振興資金」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 中小企業振興資金の貸付けを受けようとする者は、融資申込書に別に定める書類を添えて金融機関の県内の店舗に申し込むものとする。
- 第7条第1項中「短期資金」を「中小企業振興資金」に改める。
- 第8条の見出しを「(中小企業振興資金の融資の決定等)」に改め、同条中「短期資金の借入申込書」を「中小企業振興資金の融資申込書」に、「承諾又は不承諾の決定をし、その旨を申込者に通知」を「保証協会等と協議」に改め、同条に次の2項を加える。
- 2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。
 - 3 金融機関又は保証協会等及び知事は、中小企業振興資金の融資の決定のため必要と認めるときは、相互に協議するものとする。
- 第9条の見出しを「(設備完了届等)」に改め、同条中「制度融資」の次に「(中小企業振興資金を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 金融機関は、中小企業者等が行う中小企業振興資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

第11条第2項中「第3条第1号のア及びイ並びに第2号」を「第3条第2号」に改める。

別表中

資金名	貸付対象者	資 金 使 途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担 保	保証人	その他
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金					
						貸付	据置	貸付	据置				
中小企業振興資金	一般向け 経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	所要資金の80パーセント以内の額とし、中小企業者及び小規模企業者 6,000万円 中小企業団体等 7,000万円	中小企業者及び小規模企業者 3,000万円 中小企業団体等 4,000万円	年2.40%	7年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、10年以内	1年以内	5年以内	6月以内	分割返済	必要に応じて徴する。	2人以上の連帯保証人を要する。	保証貸付け
小規模企業向け	小規模企業者であって、保証協会等の債務保証の総額が8,000万円を超えない者	設備資金 運転資金	1,250万円		年2.00%	5年以内	6月以内	5年以内	6月以内	分割返済	徴しない。	要しない。ただし、法人については1人以上の連帯保証人を要する。	保証貸付け
短期資金	短期の運転資金を必要とする者	運転資金	—	1 500万円。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては3,000万円 2 1にかかわらず商工組合中央金庫の貸付限度は別に定めるところによる。	年2.00%	—	—	6月以内。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては1年以内。	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権を担保とした保証を利用するものについては金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	原則として保証貸付け

を

資金名	貸付対象者	資金用途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担保	保証人	その他
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金					
						貸付	据置	貸付	据置				
中小企業振興資金	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	中小企業者及び小規模企業者 6,000万円 中小企業団体等 7,000万円	中小企業者及び小規模企業者 3,000万円 中小企業団体等 4,000万円	年2.20%。 ただし、貸付期間が1年以内のものについては、年1.90%	7年以内。 ただし、知事が特に認めるものについては、10年以内	1年以内	5年以内	6月以内	分割返済。ただし、貸付期間が1年以内のものについては、金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、小規模企業者であって、知事が特に認めるものについては、この限りでない。	保証貸付け
	運転資金を必要とする者で、売掛金債権を担保とした保証を利用するもの	運転資金	—	3,000万円	年1.90%	—	—	1年以内。	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け

に改め、同表の経営健全化支援資金の項中

不況対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項各号の一に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備資金 運転資金	3,000万円 ただし、信用保険法第2条第3項第1号に該当する認定企業又は貸付対象者の欄の2に該当し、かつ、同条第3項第2号から第8号までのいずれかに該当する認定企業又は貸付対象者の欄の3に該当する者については 6,000万円	3,000万円 ただし、信用保険法第2条第3項第1号に該当する認定企業又は貸付対象者の欄の2に該当し、かつ、同条第3項第2号から第8号までのいずれかに該当する認定企業又は貸付対象者の欄の3に該当する者については 6,000万円	年1.80%	9年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	2人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認めるものについては、この限りでない。	保証貸付け
------	--	--------------	---	---	--------	------	------	------	------	------	------------	---	-------

を

不況対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項第5号又は第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者	設備資金 運転資金	3,000万円	3,000万円	年 1.80 %	9年 以内	1年 以内	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認めるものについては、この限りでない。	保証貸付け
関連倒産防止対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第3項各号(第5号及び第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者	設備資金 運転資金	3,000万円	3,000万円	年 1.80 %	9年 以内	1年 以内	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認めるものについては、この限りでない。	保証貸付け

に、「2人以上の連帯保証人を要する。」を「1人以上の連帯保証人を要する。」に改め、同表の創業支援資金の項中「所要賃金の80パーセント以内の額とし、」を削り、「2人」を「1人」に改め、同表の新事業活性化資金の項中「所要資金の80パーセント以内の額とし、」を削り、「2人」を「1人」に改め、同表の技術力等支援資金の項中「2人」を「1人」に改める。

産業振興課